

## I. 退職共済事業に関する事項について

---

### 7. 施設間異動(同一法人内)の取り扱いについて

異動した被共済職員の掛金については、異動後の施設において納入することになります。月の途中で異動が生じた場合についても同様となり、異動後の施設より納入いただきます。